

1 自治会(管理運営組織を含む)の結成

自治会は、入居者相互の親睦、良好な環境づくり、防火・防犯活動など入居者のみなさんが団地生活を快適に過ごされるための重要な役割を果たしています。県営住宅に入居された方は全員が自治会に加入し、住みよい団地づくりに努めてください。

また、団地や住宅の構造により多少異なりますが、共同施設の管理運営に必要な費用は共益費として、原則、自治会の責任において徴収、支払いしていただきます。

2 環境美化

“自分たちの団地は自分たちの手で美しく”これは簡単なようでなかなかむずかしいものです。集合住宅においては、ともすれば共用部分は清掃がなおざりになったり、植木なども手入れがされないまま放置されたりしがちです。

定期的な清掃や樹木の手入れなど、自治会でよく話し合っ取り組んでください。

3 集会所の利用

集会所はみなさん方の福利厚生、文化教養などのための講習会その他の行事を行うための施設で、その管理運営は自治会で行っていただきます。豊かな、コミュニケーションづくりの中心となる場所ですから効果的に利用してください。

4 共益費

県営住宅は集合住宅ですから、入居者のみなさんが協力し、共同で管理運営しなければならないことがたくさんあります。

団地生活上必要な共同費用は、共益費として毎月自治会に支払っていただきます。団地によっては、県が電気料など共益費の一部を住宅使用料として家賃とあわせて徴収しています(8ページ参照)ので、その団地では、共益費を分けて県と自治会に支払っていただく必要があります。ご注意ください。

共益費には次のようなものがあります。

- 電気料
防犯灯、階段灯、集会所の電灯、エレベーター、水道ポンプなどの電気代
- 水道料
集会所、屋外水栓などの水道代
- 共同施設などの修繕費
集会所のガラス破損や防犯灯の電球の取り替えなど、入居者負担となっているものの費用
- 清掃費
植木のせん定、浄化槽の清掃、排水溝の清掃、ゴミ処理費など団地の環境を維持するための費用
- 汚水処理費
汚水処理場のある団地では、日常の維持管理を業者に委託する費用と運転に必要な電気料、水道料

【電力の小売全面自由化について】

平成28年4月から共益費のうち、電気料金については電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになりました。

各自治会は、小売電気事業者と直接契約することができますが、県が電気料を徴収している団地の自治会は、必ず指定管理者を通して契約してください。また、7ページで一般家庭向けの電気の自由化に記載している注意事項にも留意してください。

なお、契約にあたっては、自治会規約に基